

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
代表取締役社長 石坂 信也

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成20年3月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年3月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階 「有明」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第9期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（平成19年1月1日から平成19年12月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件
 - 第4号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定
の件
 - 第5号議案 スtockオプションとして当社従業員に対して新株予約権を
発行する件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正
が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス[http://
www.golfdigest.co.jp/company/ir/default.asp](http://www.golfdigest.co.jp/company/ir/default.asp)）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度(平成19年1月1日から平成19年12月31日まで)における我が国経済は、米国サブプライム問題や原油高による影響によって景気の後退が懸念されております。

一般的な傾向として、個人消費の停滞が予測されるところですが、ゴルフ業界におきましては、世の中の「健康ブーム」やゴルフの「カジュアル化」などの流れを受けて、堅調な需要が続いております。特に、若手男子ゴルファーの登場や女子プロゴルファーの活躍が話題となって、各メディアにおいてゴルフ情報の露出が増加しており、ゴルフへの関心が高まっております。プレー料金の低価格化、ゴルフ場施設の充実やサービスの拡充などによって、ゴルフに対するイメージは「国民的」スポーツへと変わり、ゴルファー人口も900万人から1,000万人弱の規模を維持しているものと推定されます。しかしながら、一部公務員の間で行き過ぎたゴルフ接待が問題となり、これを自粛する動きが目立ち始めたことも事実です。ゴルフの歴史は、雄大な自然に恵まれたスコットランドの伝統に始まり、21世紀に至るまで英国はもとより、欧米諸国や我が国の紳士淑女の間で「礼儀」と「社交性」を磨く社会文化の一つとして広く受け入れられており、その輝かしい歴史を重ねてまいりました。ゴルフ本来が持っているその洗練された「魅力」にも拘わらず、一部マスコミの偏重した報道により、あたかもゴルフが有害なスポーツであるかのような印象を国民に与えていることは誠に遺憾であり、我々はゴルフに対する誤ったイメージの払拭に日夜取り組んでおります。

一方、インターネット環境においては、平成18年「通信利用動向調査」(総務省調べ)によると、平成18年末におけるインターネット利用者数は、推計8,754万人、人口普及率において68.4%(前年比1.7ポイント増)となり、インターネットの利用環境は日本国民の生活基盤に定着しつつあります。特に30歳～40歳代のインターネットによる商品・サービスの購入経験者は50%を

超えており、消費行動においてインターネットの利用が進展しております。また、コンテンツの大容量化を背景に、インターネット利用者の約70%はパソコンと携帯電話・PHS等の移動端末を併用しており、利用するサービス毎にそれぞれを使い分ける傾向が高まっております。

このような事業環境の下、当社グループは、自社の事業モデルである「GDOトライシクルモデル」の完成度を高めることを経営テーマに掲げております。当社グループの収益先行指標の一つであるGDOクラブ会員数は順調に増加し、平成19年12月末時点で118万人を超えるとともに、当社サイトへの訪問者数を示す月間ページビュー（以下、PV）は、平成19年12月単月で約1億2千万PV（前年同月は約1億PV）に到達致しております。加えて、ユニークビジター数は平成19年11月単月で過去最高となる318万人を記録しました。当連結会計年度は、四半期毎に経営テーマとマイルストーンを設定し、「不採算サービスからの撤退」（第1四半期）、「ゴルフ用品販売事業の改革」（第2四半期）、「新会社設立や子会社の取得」（第3四半期）、そして「期初に仕込んだ施策の刈り取り」（第4四半期）に取り組んでまいりました。具体的には、第1四半期において「事業の選択と集中」を進め、「ゴルフ用品Eコマース事業」におけるサービスを一部閉鎖し、利益貢献度の高いサービスへ経営資源を集中投下しました。第2四半期においては、発注方法をよりきめ細かく管理し、在庫リスクを低減させるとともに、人気アパレルブランドとの新規口座開設やウェブサイト内の導線強化を行い、魅力あるECサイト作りを行いました。当社マーケティングチームとの協働により、販売促進方法の効率化も行いました。また、「インターネット」と「放送」の融合が進む中、新たな顧客層の取り込みを狙い、平成19年5月、株式会社テレビ東京との間で「テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC合同会社」を設立致しました。さらに第3四半期には、「クリック&モルタル」の視点から、平成19年8月、株式会社ゴルフパラダイス（旧 株式会社エイコー）の全株式を取得し、ゴルフクラブの中古販売に関するビジネスを自前化することができました。また、平成19年9月には株式会社一休を割当先とする第三者割当増資を行っております。当連結会計年度の最終期に当たる第4四半期には、期初から様々に取り組んできた施策の刈り取りを行い、平成19年11月には、単月の連結売上高において月商11億円を突破するなど、創業以来の記録更新が相次いだ四半期となりました。

これらの結果、連結売上高10,024百万円、連結営業利益606百万円、連結経常利益577百万円となりました。また、投資有価証券の評価損で54百万円、旧システムの廃棄などで32百万円の特別損失を計上しましたが、連結当期純利

益は174百万円と黒字化しました。

なお、当第3四半期より連結財務諸表を作成しているため、前年同期との比較は行っておりません。

主要セグメント（事業）別の主な状況は、以下のとおりであります。

『ゴルフ用品Eコマース事業』（GDOSHOP.com及びゴルフパラダイス）

当連結会計年度における当事業の経営成績は、売上高7,562百万円、営業利益559百万円となり、概ね好調に推移しました。

ゴルフ用品の新品販売に関しましては、従来の売上高優先の姿勢から利益率を重視する戦略に切り替えたことにより、新品販売サービスの粗利率が改善されました。また、平成19年度後半には、「アパレル」及び「ゴルフギア商材」の計画投入、お客様の目線に立った「ウェブサイト内の導線強化」などによって、売上高自体も回復致しました。

中古ゴルフ用品事業については、旧来は中古ゴルフクラブ用品取扱専門店と協働し、数%の委託収入相当分を得ておりましたが、平成19年8月に株式会社ゴルフパラダイス（旧 株式会社エイコー）の全株式を取得し、中古ゴルフ用品事業の自前化を実現することができたため、大幅な利益率の改善が可能となりました。

販売費及び一般管理費については、サービスの再編に伴って事業本部内の人員体制を見直すとともに、販売促進費の効率化を推し進めた結果、当部門における事業経費を合理化することができました。

『ゴルフ場向けサービス事業』（GSTART）

当連結会計年度における当事業の経営成績は、売上高1,868百万円、営業利益977百万円となり、高い成長を実現しました。平成19年度第4四半期においてはプレー枠の供給面で厳しい場面もありましたが、年間を通じて安定したゴルフプレー需要に支えられ、大きな飛躍の一年となりました。

当連結会計年度は比較的天候に恵まれたこと、営業力を活かしたゴルフ場との良好な関係を背景に週末や祝日における予約枠を積極的に確保したことにより、予約枠不足による機会損失を低減することができました。また、年間を通じてGDO主催のアマチュア選手権やダブルス選手権などのイベントが好調に推移したことも送客人数の向上につながり、需給両面からの施策を訴求した結果、送客人数で過去最高となる単月20万人超えの状態を8ヶ月間継続することができました。。

販売費及び一般管理費については、売上高の成長に伴って営業及びカスタマーセンターの人員が増員致しておりますが、売上高が比較的順調に伸長した結果、経費増を吸収することができました。

『メディア事業』

当連結会計年度における当事業の経営成績は、売上高593百万円、営業損失63百万円となりました。

広告事業におきましては、検索エンジン型広告以外のインターネット広告市況が低迷している中で、当社グループはバナー広告からタイアップ型広告にシフトし、売上の増加を実現致しました。タイアップ先としてはゴルフメーカーが多くを占めますが、ゴルフ用品販売やゴルフ場予約の販売促進にも繋がっております。

平成17年2月に開始したモバイルサービスにおきましては、人気ゴルファー、ツアー速報及び待受画面などのコンテンツを充実させた結果、有料会員数が堅調に伸長致しました。平成19年12月現在、当社のモバイルサービスはユーザー数、アクセス数ともにゴルフカテゴリーにおいて国内第1位のサイトに成長しております。

販売費及び一般管理費については、編集制作費及び販売経費の効率化を進めてまいりましたが、経費を吸収することができず、営業損失を計上致しました。

事業区別	売上高
ゴルフ用品Eコマース事業	7,562百万円
ゴルフ場向けサービス事業	1,868百万円
メディア事業	593百万円

(注) 平成19年12月期より連結計算書類を作成しております。

② 重要な設備投資の状況

当連結会計年度中の重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、平成19年8月に新規連結子会社取得のために、長期借入金8億円の資金調達を行いました。また、平成19年9月13日を払込期日として株式会社一休に対して第三者割当により5,050株の新株式発行（払込金額1株につき29,000円）を実施し、総額146百万円の資金調達を行いました。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
平成19年5月、当社出資25%により（資本金150百万円）テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC合同会社を設立致しました。
ゴルフ用品中古事業の強化を図るため、平成19年8月13日付で、株式会社ゴルフパラダイス（旧 株式会社エイコー）の全株式取得し、完全子会社と致しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財務及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成17年6月期)	第 7 期 (平成17年12月期)	第 8 期 (平成18年12月期)	第 9 期 当連結会計年度 (平成19年12月期)
売 上 高(百万円)	—	—	—	10,024
経 常 利 益(百万円)	—	—	—	577
当期純利益(百万円)	—	—	—	174
1株当たり当期純利益	—	—	—	1,096円38銭
総 資 産(百万円)	—	—	—	4,940
純 資 産(百万円)	—	—	—	2,048
1株当たり純資産額	—	—	—	12,581円05銭

(注) 1. 当社では第9期より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

② 当社の財務及び損益の状況

区 分	第 6 期 (平成17年6月期)	第 7 期 (平成17年12月期)	第 8 期 (平成18年12月期)	第 9 期 当事業年度 (平成19年12月期)
売 上 高(百万円)	5,545	3,605	8,034	9,325
経 常 利 益(百万円)	133	121	33	606
当期純利益 (△純損失)(百万円)	78	70	△19	229
1株当たり当期純利益 (△純損失)	531円10銭	468円19銭	△127円40銭	1,774円69銭
総 資 産(百万円)	2,475	2,676	3,419	4,859
純 資 産(百万円)	1,526	1,670	1,730	2,104
1株当たり純資産額	10,260円65銭	10,840円13銭	11,060円88銭	12,923円75銭

- (注) 1. 第8期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。
2. 第7期は決算期変更により、平成17年7月1日から平成17年12月31日までの6ヶ月の変則決算となっております。
3. 1株当たり当期純利益(△純損失)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
4. 当社は、平成16年8月16日付で1株につき5株の割合をもって、株式分割を行っております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(株)ゴルフパラダイス	103百万円	100%	中古ゴルフクラブの買取・販売 「ゴルフパラダイス」直営店の 運営及び同フランチャイズ チェーンの本部運営

③ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
テレビ東京ゴルフダイ ジェスト・オンライン LLC(合)	150百万円	25%	ゴルフ関連の情報提供・物販・ 広告・検定事業等

(注) 上記は持分法適用会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境は今後ますます複雑化・多様化するものと想定され、同業種・異業種を含めた競争はさらに激化するものと予測しております。こうした中でこれまで以上の成長を実現し企業価値を高めていくためには、以下のとおり事業基盤の拡充が必要不可欠であります。

① 人的資源の有効活用

当社グループでは、新たな事業戦略の構築と推進、新たなマーケティング施策の構築等、あらゆる分野において最大の資源は人であると認識しております。当連結会計年度においては、各人の経験と能力を最大化させることで、貴重な人的資源の有効活用を行うべく、社員各個人に対する合理的な職務の割当、最適な業務フローの確立や納得感のある人事評価等の人的資源の有効活用のための基盤作りを目指し、この体制を定着させてまいりました。今後は、社員各個人の能力アップを図る教育・育成にさらに注力してまいります。

② 予算統制の強化

競争の激化、グローバル化、経営サイクルの短期化等、企業経営をとりまく変化を背景として、予算統制を含めた経営管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。これら経営環境の変化に迅速に対応すべく、責任所在を明確にしながらか予算統制を強化し、収益向上に取り組んでまいります。

③ 情報管理及びセキュリティ体制の徹底強化

当社グループの事業はインターネットによるオンライン会員の様々な活動により支えられており、会員の個人情報の保護管理において大きな責務を負っていると認識しております。個人情報保護法を遵守すべく、システムの構築及び運用管理の両側面から体制強化を図ってまいります。

④ ステークホルダーとの良好な関係構築

当社グループは、株主のみならず、社員、取引先及びお客様との間に生まれる信頼と共栄の関係を継続させることが、長期的に株主価値の最大化を実現するものと考えております。

今後も制度開示における重要事実公開手順を踏まえうえて、業績結果、財務内容、将来ビジョンや経営戦略等を、メディア等を通じて、ステークホルダーに対して迅速・的確に発信してまいります。また、CSR活動を通じてステークホルダーの信頼と満足を得る企業価値の向上を図ってまいります。

⑤ 内部管理体制の強化

当社グループは、平成21年（2009年）12月期より適用される金融商品取引法いわゆる日本版SOX法への対応に関しては、専任部署を設置し推進しております。

業務の効率化と牽制機能のバランスを重視し、各種リスクに関するコントロール機能の強化を図ってまいります。

⑥ システムの安定稼働

当社グループの主なサービスはインターネット環境下において行われております。そのため、当社はサービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策、コンピューターウィルス等の進入やハッカーによる妨害等を想定して、あらゆる対応を事前に行い、システム安定稼働を目指しております。また情報システム環境の整備を行い、サービス向上と機会損失の防止を推進してまいります。

(5) 企業集団の主要な事業内容（平成19年12月31日現在）

事業内容	主 要 製 品
ゴルフ用品 Eコマース事業	ゴルフ用品ネット販売サービス（新品、中古）、中古クラブ用品事業、 プロショップパッケージ
ゴルフ場向け サービス事業	オンライン・ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス
メディア事業	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モ バイルサービス、クレジットカード会員サービス

(6) 企業集団の主要な営業所（平成19年12月31日現在）

①当社の主要な営業所

本 社	東京都港区
大 阪 営 業 所	大阪府大阪市淀川区
名 古 屋 営 業 所	愛知県名古屋市中区
福 岡 営 業 所	福岡県福岡市博多区
物 流 セ ン タ ー	千葉県習志野市

②株式会社ゴルフパラダイスの主要な営業所

本 社	神奈川県川崎市中原区
直 営 店 舗	東京都 4店舗 千葉県 1店舗 神奈川県 6店舗

(注) 平成20年1月末時点で神奈川県は5店舗となっております。

(7) 企業集団の従業員の状況（平成19年12月31日現在）

①当社の従業員の状況

使用人数	前事業年度末比増減
160（45）名	1名減（8名増）

（注）当連結会計年度末の当社の従業員数を記載しており、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②株式会社ゴルフパラダイスの従業員の状況

使用人数
15（44）名

（注）当連結会計年度末の株式会社ゴルフパラダイスの従業員数を記載しており、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成19年12月31日現在）

借入先	借入額
(株)三井住友銀行	586 百万円
(株)みずほ銀行	300 百万円
(株)三菱東京UFJ銀行	300 百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成19年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 591,640株
- ② 発行済株式の総数 162,820株
- ③ 株主数 7,146名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
石 坂 信 也	33,780株	20.74%
(株)ゴルフダイジェスト社	32,640株	20.04%

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成19年12月31日現在）

イ. 平成15年7月31日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	36個（新株予約権1個につき20株）
新株予約権の目的である株式の数	720株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使の条件	(注)
権利行使価額	1個当たり 350,000円 (1株当たり 17,500円)
権利行使期間	自 平成17年8月1日 至 平成25年6月30日

(当社役員の保有状況)

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取 締 役 (社外取締役を除く)	36個	720株	1名
社 外 取 締 役	—	—	—
監 査 役	—	—	—

(注) 1. 権利を付与された者は、権利行使期間中に、付与された権利の全部を行使することができる。ただし、租税特別措置法第29条の2に規定する税制の優遇措置を適用するための条件を満たす形での行使を行うものとする。

2. 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了により地位を喪失した取締役については、権利行使時において当社の取締役または従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役または従業員については、その相続人が権利行使することができる。
3. 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
4. このほか、権利行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

ロ. 平成16年10月1日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	900個（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の目的である株式の数	900株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使の条件	（注）
権利行使価額	1個当たり 201,533円
権利行使期間	自 平成18年10月1日 至 平成26年6月30日

（当社役員の保有状況）

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	900個	900株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- （注）1. 新株予約権の発行時において当社の取締役または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任または退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役または従業員については、その相続人が権利行使することができる。
2. 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
 3. このほか、権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

ハ. 平成17年10月3日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の数	200個（新株予約権1個につき1株）
新株予約権の目的である株式の数	200株
新株予約権の払込金額	無償
新株予約権の行使の条件	（注）
権利行使価額	1個当たり 105,973円
権利行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成27年6月30日

（当社役員の保有状況）

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 （社外取締役を除く）	200個	200株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

- （注） 1. 新株予約権の発行時において当社の取締役または従業員であった新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任または退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役または従業員については、その相続人が権利行使することができる。
2. 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
3. このほか、権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要事項

平成16年10月1日開催の取締役会決議による新株予約権900個及び平成17年10月3日開催の取締役会決議による新株予約権200個は、平成20年2月14日開催の取締役会において、無償にて当社が取得するとともに、消却を行うことを決議いたしました。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成19年12月31日現在）

会社における地位	氏 名	他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	石坂 信也	当社CEO (株)ゴルフパラダイス 代表取締役社長 テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンライン LLC (合) 職務執行者
取締役	玉井 邦昌	当社CFO
取締役	木村 玄一	(株)モーターマガジン社 代表取締役社長 (株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長 木村総業(株) 代表取締役社長 東名観光開発(株) 代表取締役社長
取締役	本田 隆男	
取締役	木村 正浩	(株)ゴルフダイジェスト社 常務取締役
取締役	橋岡 宏成	弁護士
取締役	中神 康議	あすかコーポレートアドバイザー(株) 代表取締役社長
常勤監査役	渡邊 哲男	
監査役	村西 重孝	
監査役	上住 敬一	ビズアドバイザーズ(株) 代表取締役社長 公認会計士

- (注) 1. 取締役5名 木村玄一、本田隆男、木村正浩、橋岡宏成、中神康議の各氏は社外取締役であります。
2. 監査役2名 村西重孝、上住敬一の両氏は社外監査役であります。
3. 監査役 上住敬一氏は公認会計士の資格を有しております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

前回の第8回定時株主総会（平成19年3月27日開催）の終結の日の翌日以降に在任していた取締役及び監査役の内、当該事業年度に退任した該当者はありません。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役	7	55,250千円
監 査 役	3	7,850千円
合 計	10	63,100千円
(うち社外取締役及び監査役)	(7)	(6,400千円)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の第6回定時株主総会において年額1億円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の第6回定時株主総会において年額1,000万円以内と決議いただいております。
 4. 報酬等の総額には当該事業年度分として計上いたしました役員賞与13,400千円を含んでおります。

④ 社外取締役に関する事項

	他の会社の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該の会社との関係、他の会社の社外役員の兼務状況	当事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
木村玄一	(株)ゴルフダイジェスト社、東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)の代表取締役社長です。 (株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。(株)モーターマガジン社と木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)19回開催中15回に出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

	他の会社の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係、他の会社の社外役員との兼任状況	当事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会への出席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針	責任限定契約の内容の概要	当社子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額
本田隆男	(株)ちふれ化粧品社の社外取締役です。	(ア)19回開催中18回に出席し、資本政策や事業計画等の当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者の意見として様々な見解や助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
木村正浩	(株)ゴルフダイジェスト社の常務取締役です。東名観光開発(株)、(株)モーターマガジン社、木村総業(株)の取締役です。 (株)ゴルフダイジェスト社と当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。東名観光開発(株)と当社との間に営業取引関係があります。(株)モーターマガジン社と木村総業(株)と当社との間に特別な関係はありません。	(ア)19回開催中16回に出席し、主に当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
橋岡宏成	(株)ユナイテッドアローズの社外監査役です。	(ア)19回開催中18回に出席し、当社経営施策における法的見解・意見や当社従業員の業務遂行において、企業法務的見地から様々な助言を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。
中神康議	あすかコーポレートアドバイザー(株)の代表取締役社長です。 あすかコーポレートアドバイザー(株)と当社との間には特別な関係はありません。	(ア)就任後15回開催中14回に出席し、上程議案の精査、決議事項の検討、詳細説明や資料提出を要する案件についての指摘を行っております。 (イ)該当事項はありません。	当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。	該当事項はありません。

⑤ 社外監査役に関する事項

	<p>他の会社の業務執行取締役等の兼任状況及び当社と当該他の会社との関係、他の会社の社外役員の兼任状況</p>	<p>当事業年度における主な活動状況 (ア)取締役会及び監査役会への席状況及び発言状況 (イ)同氏の意見により変更された事業方針</p>	<p>責任限定契約の内容の概要</p>	<p>子会社から当該事業年度に役員として受けた報酬の額</p>
<p>村西重孝</p>	<p>(株)ゴルフパラダイスの社外監査役です。</p>	<p>(ア)取締役会19回、監査役会12回全てに出席し、同氏の職務経歴において培われてきた、主計部門に関する深い造詣と高い知識を活かし、また、当社の子会社の監査役も兼任し、当社グループ全体の監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。</p>	<p>該当事項はありません。</p>
<p>上住敬一</p>	<p>ビズアドバイザーズ(株)の代表取締役社長です。ビズアドバイザーズ(株)と当社との間には特別な関係はありません。(株)ゴルフパラダイスの社外監査役です。</p>	<p>(ア)取締役会19回開催中18回、監査役会12回全てに、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行い、当社の監査体制強化を図っております。また、当社の子会社の監査役も兼任しており、当社グループ全体の監査体制の強化を図っております。 (イ)該当事項はありません。</p>	<p>当社と会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法律が規定する最低責任限度額であります。</p>	<p>該当事項はありません。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称

監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,310千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,850千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である財務報告に係る内部統制に関する助言・指導業務を委託し、対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合、その必要がある判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、社外監査役2名を含む3名で構成する監査役会を設置し、取締役の職務執行を厳正に監視する。加えて、意思決定の妥当性を高めるため、社外取締役を任命する。さらには会計監査人による会計監査を厳正に実施する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の文書管理規程及び情報管理規程に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録、保存するものとし、取締役及び監査役は常時これらの文書等を閲覧可能とする。なお、文書管理規程及び情報管理規程の改廃については、取締役会の決議をもって行うものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、環境・災害・品質・売買管理等に係るリスクにつき、それぞれの各担当部署において、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアル作成・配布等を行うものとし、さらに情報セキュリティ及び全社のリスクに関する責任者として、個人情報保護責任者（チーフプライバシーオフィサー、以下「CPO」という。）を置く。

CPOは、予め想定しうるリスクを分類し、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、内部監査担当者と連携して各部署の日常的なリスク管理状況を評価・監視する。

なお、有事の際は、代表取締役が特命にて選任した人員をもって「緊急対策本部」を設置し、統括的な危機管理を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営方針、その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督するものとする。

取締役会規則に基づき、定時取締役会を月1回、また必要に応じ臨時取

締役会を随時開催する。また、取締役会には監査役も出席し、業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じて意見を述べるものとする。

業務の運営・執行については、経営計画、年度予算の立案、全社的な目標の明確な設定、各部署への目標付与を行い、その達成に向けた具体策を立案、実行する。

また、取締役会の機能をより強化し、経営効率化を促進すべく、以下の会議体を設けるものとする。

イ．常勤取締役による会議

常勤取締役にて構成し、全社的な視野に立った経営意思決定機関としての役割を担うものとする。

必要に応じ適宜開催し、当社の事業をあらゆる角度から複眼的に検証し、経営方針を策定する。

ロ．統括委員会

常勤取締役及び当社各統括本部長にて構成され、各事業部門の業務執行状況の確認や各事業方針の決定等につき、情報の共有と積極的な意見交換をもって、事業戦略上の意思決定を行うことを目的とする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス体制にかかる各種規程を、全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

そのため、当社は、法令遵守及びその徹底を図るべくCPOを置き、全社のコンプライアンスへの取り組みを統括するとともに、使用人への教育、啓発活動を継続的に企画・実行する。

使用人は、コンプライアンスに違反する行為が行われている、あるいは行われるおそれがあることに気づいた際は、速やかにCPOに通報する手段として、使用人等が直接情報提供を行うホットラインを設ける。この場合、通報者の匿名性及び通報内容の機密性には十分な配慮を行い、当社は通報者に対し不利益な取扱いを行わないこととする。さらに、外部機関の内部通報制度窓口を設けることで一層透明性の高い体制を整備する。

- ⑥ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するために、企業の方針・戦略・管理・運営を行う体制とリスク管理を行う体制を構築する。

コンプライアンス担当は、当社及び子会社の全体のリスクの評価及び管理の体制を適切に構築し、運用する。また、当社及び関係会社の社員に対して、その役職、業務内容に応じて必要な研修を実施する。

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社には、現在監査役の職務を補助すべき使用人を置いてはいないが、必要に応じ監査役の業務補助のための人員を監査役スタッフとして置くこととする。

- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の人事については、取締役及び監査役が協議のうえ決定するものとする。また、当該使用人については、監査役より監査業務補助に必要な命令を受けた場合、その命令に関し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を、監査役会に対し行うものとする。

また、取締役は、以下に定める事項につき、発見次第速やかに監査役会に対し報告を行うものとする。

- イ. 会社に著しい損害が発生するおそれがある事項
- ロ. 重大な法令・定款違反
- ハ. リスク管理に係る重要な事項
- ニ. その他経営上重要と判断される事項

- ⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役会における監査役の構成は、その過半数を独立社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。

監査役会は、取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、取締役及び使用人に対し質疑応答・ヒアリング等を行う場を設けるものとする。

また、当社は監査役会に対し、その監査の実施にあたり必要と認める場合、監査役会独自の判断において弁護士・公認会計士等の外部機関を活用し、監査業務に関する助言等を受ける機会を保障する。

連結貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,399,145	流 動 負 債	2,617,481
現金及び預金	1,206,478	買掛金	751,756
売掛金	912,599	短期借入金	800,000
たな卸資産	1,036,051	1年内返済予定長期借入金	159,996
繰延税金資産	173,047	未払金	243,048
その他	71,070	未払法人税等	320,528
貸倒引当金	△102	賞与引当金	2,300
固 定 資 産	1,541,564	ポイント引当金	158,045
有 形 固 定 資 産	205,319	店舗閉鎖損失引当金	12,220
建物及び構築物	192,305	その他	169,585
工具器具備品	12,248	固 定 負 債	274,782
その他	762	長期借入金	226,672
無 形 固 定 資 産	724,876	その他	48,110
のれん	437,222	負 債 合 計	2,892,263
その他	287,653	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	611,368	株 主 資 本	2,031,189
投資有価証券	83,442	資本金	806,861
関連会社株式	7,834	資本剰余金	784,810
敷金	266,064	利益剰余金	439,518
繰延税金資産	45,685	評価・換算差額等	17,256
その他	211,604	その他有価証券評価差額金	17,256
貸倒引当金	△3,263	純 資 産 合 計	2,048,445
資 産 合 計	4,940,709	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,940,709

連結損益計算書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		10,024,349
売 上 原 価		6,194,911
売 上 総 利 益		3,829,437
販売費及び一般管理費		3,222,548
営 業 利 益		606,888
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	10,246	
そ の 他	7,782	18,029
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,599	
持分法による投資損益	29,325	
そ の 他	860	47,784
経 常 利 益		577,133
特 別 損 失		
投資有価証券評価損	54,157	
固定資産売却損	9,593	
事業資産整理損	7,030	
店舗閉鎖損失	12,220	
リース解約損	8,327	
減 損 損 失	32,351	
そ の 他	35	123,715
税金等調整前当期純利益		453,417
法人税、住民税及び事業税	313,613	
法人税等調整額	△34,335	279,278
当 期 純 利 益		174,139

連結株主資本等変動計算書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年12月31日 残高	722,866	700,815	265,378	1,689,059	41,415	41,415	1,730,475
連結会計年度中の変動額							
新株の発行	83,995	83,995	—	167,990	—	—	167,990
当期純利益	—	—	174,139	174,139	—	—	174,139
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 （純額）	—	—	—	—	△24,158	△24,158	△24,158
連結会計年度中の変動額 合計	83,995	83,995	174,139	342,129	△24,158	△24,158	317,971
平成19年12月31日 残高	806,861	784,810	439,518	2,031,189	17,256	17,256	2,048,445

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の状況
 - ・連結子会社の数 1社
 - ・主要な連結子会社の名称 株式会社ゴルフパラダイス
- ② 非連結子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 議決権の過半数を所有しているにもかかわらず子会社としなかった会社等の状況
該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
 - ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 1社
 - ・主要な会社等の名称 テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンライン
LLC合同会社
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 議決権の100分の20以上、100分の50以下を所有しているにもかかわらず関連会社としなかった会社の状況
該当事項はありません。
- ④ 持分法適用手続きに関する特記事項
持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

- ① 連結の範囲の変更
株式会社ゴルフパラダイスは当連結会計年度中に株式を取得したため、連結の範囲に含めております。
- ② 持分法の適用範囲の変更
テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC合同会社は、当連結会計年度中に株式を取得し、関連会社に該当することとなったため、持分法適用の関連会社に含めております。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品

先入先出法による原価法

・貯蔵品

個別法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

当社及び連結子会社は定率法

ただし、連結子会社において、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。

主な耐用年数は以下のとおりとなっております。

建物及び構築物 5～47年

車両運搬具 6年

工具器具備品 3～10年

ロ. 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・長期前払費用

均等償却

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支払時に全額費用処理する方法によっております。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

連結子会社の従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. ポイント引当金

将来のポイントの使用による販売促進費の発生に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対して見積り額を計上しております。

二. 店舗閉鎖損失引当金

当連結会計年度中に閉店を決定した店舗の閉店により、今後発生すると見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

⑤ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はありません。

⑦ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

⑧ のれんの償却に関する事項

のれんは5年間で均等に償却しております。

(6) 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

(7) 重要な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却の方法

当連結会計年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法によっております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

関係会社株式 590,327千円

上記株式は、1年以内に返済予定の長期借入金159,996千円、長期借入金226,672千円の担保に供しております。なお、関係会社株式は連結計算書類上相殺消去しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

135,639千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	156,450株	6,370株	一株	162,820株

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当増資により、5,050株の新株式の発行（払込期日：平成19年9月13日）を実施したことによる増加分及び新株予約権の権利行使による増加分であります。

(2) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

当社は無配のため、該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	新株引受権	新株予約権		
	平成13年9月5日 取締役会決議分	平成15年2月27日 取締役会決議分	平成15年7月31日 取締役会決議分	平成16年1月22日 取締役会決議分
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	48株	8株	418株	72株
新株予約権 の残高	1,530個	8個	110個	36個

	新株予約権		
	平成16年10月1日 取締役会決議分	平成17年4月1日 取締役会決議分	平成17年10月3日 取締役会決議分
目的となる 株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる 株式の数	3,860株	520株	1,155株
新株予約権 の残高	2,700個	300個	855個

(注) 当社は、平成14年12月25日付で普通株式1株につき3株の割合をもって、平成15年11月18日付で1株につき4株の割合をもって、さらに平成16年8月16日付で1株につき5株の割合をもって、株式分割を行っております。

4. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 12,581円05銭
(2) 1株当たり当期純利益 1,096円38銭

5. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

6. その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成19年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,045,957	流 動 負 債	2,496,613
現金及び預金	1,022,374	買掛金	737,665
売掛金	905,211	短期借入金	800,000
商品	636,477	1年内返済予定長期借入	159,996
貯蔵品	852	未払金	229,715
前払費用	29,340	未払費用	30,687
関係会社短期貸付金	314,000	未払法人税等	319,013
繰延税金資産	123,087	未払消費税等	55,329
その他	14,715	前受金	12,203
貸倒引当金	△102	預り金	22,786
固 定 資 産	1,813,679	ポイント引当金	119,050
有 形 固 定 資 産	100,305	1年内リース資産減損勘定	10,164
建物付属設備	91,626	固 定 負 債	258,777
工具器具備品	8,678	長期借入金	226,672
無 形 固 定 資 産	181,178	リース資産減損勘定	22,186
ソフトウェア	121,115	繰延税金負債	9,919
ソフトウェア仮勘定	59,882	負 債 合 計	2,755,390
その他	180	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	1,532,195	株 主 資 本	2,086,989
投資有価証券	83,442	資本金	806,861
関係会社株式	627,827	資本剰余金	784,810
関係会社長期貸付金	450,000	資本準備金	784,810
破産更生債権等	3,263	利益剰余金	495,318
長期前払費用	450	その他利益剰余金	495,318
長期性預金	200,000	繰越利益剰余金	495,318
敷金	165,883	評価・換算差額等	17,256
その他	4,591	その他有価証券評価差額金	17,256
貸倒引当金	△3,263	純 資 産 合 計	2,104,245
資 産 合 計	4,859,636	負 債 純 資 産 合 計	4,859,636

損 益 計 算 書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		9,325,680
売 上 原 価		5,770,142
売 上 総 利 益		3,555,538
販売費及び一般管理費		2,951,298
営 業 利 益		604,240
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16,481	
雑 収 入	3,577	
そ の 他 営 業 外 収 益	30	20,089
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	16,931	
株 式 交 付 費	728	
そ の 他 営 業 外 費 用	84	17,745
経 常 利 益		606,584
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	35	
減 損 損 失	32,351	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	54,157	
リ ー ス 解 約 損	8,327	
事 業 整 理 損	7,030	101,902
税 引 前 当 期 純 利 益		504,681
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	312,897	
法 人 税 等 調 整 額	△38,155	274,742
当 期 純 利 益		229,939

株主資本等変動計算書

（平成19年1月1日から
平成19年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差 額等合計	
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
平成18年12月31日 残高	722,866	700,815	265,378	1,689,059	41,415	41,415	1,730,475
事業年度中の変動額							
新株の発行	83,995	83,995	-	167,990	-	-	167,990
当期純利益	-	-	229,939	229,939	-	-	229,939
株主資本以外の項目の事業年 度中の変動額（純額）	-	-	-	-	△24,158	△24,158	△24,158
事業年度中の変動額合計	83,995	83,995	229,939	397,929	△24,158	△24,158	373,770
平成19年12月31日 残高	806,861	784,810	495,318	2,086,989	17,256	17,256	2,104,245

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・時価のあるもの 当事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・時価のないもの 移動平均法による原価法
- ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品 先入先出法による原価法
 - ・貯蔵品 個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
なお、主な耐用年数は以下のとおりとなっております。
建物附属設備 10～21年
工具器具備品 3～10年
- ② 無形固定資産 定額法
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法
- ③ 長期前払費用 均等償却

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② ポイント引当金 将来の「GDOポイント」の使用による販売促進費の発生に備えるため、使用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対して見積り額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

該当事項はございません。

(7) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

(8) 会計方針の変更

有形固定資産の減価償却の方法

当事業年度より、法人税法の改正（（所得税法等の一部を改正する法律 平成19年3月30日 法律第6号）及び（法人税法施行令の一部を改正する政令 平成19年3月30日 政令第83号））に伴い、平成19年4月1日以降に取得したものについては、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法によっております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保負債

関係会社株式 590,327千円

上記株式は、1年内に返済予定の長期借入金159,996千円、長期借入金226,672千円の担保に供しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 44,827千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権 345,952千円

② 短期金銭債務 29,850千円

③ 長期金銭債権 450,000千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高 107,928千円

② 仕入高 96,917千円

③ 営業取引以外の取引高 8,929千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税否認	22,505千円
賞与引当金繰入額否認	27,187千円
ポイント引当金繰入額否認	48,453千円
減損損失否認	14,054千円
その他	10,885千円
合計	123,087千円

繰延税金資産（固定）

一括償却資産損金算入限度超過額	395千円
投資有価証券評価損	22,041千円
貸倒引当金繰入超過額	577千円
減価償却超過額	950千円
小計	23,966千円
評価性引当額	△22,041千円
合計	1,924千円

その他有価証券評価差額金	11,843千円
繰延税金負債（固定）の合計	11,843千円
繰延税金負債（固定）の純額	9,919千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

- (1) 事業年度の末日における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額
工具器具備品	252,672千円	105,594千円	－千円	147,078千円
その他	668,862千円	157,541千円	32,351千円	478,969千円
合計	921,535千円	263,135千円	32,351千円	626,048千円

- (2) 事業年度の末日における未経過リース料相当額及びリース資産減損勘定期末残高

1年内	181,321千円
1年超	489,419千円
合計	670,741千円
リース資産減損勘定の残高	32,351千円

- (3) 支払リース料、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料	157,978千円
減価償却費相当額	145,977千円
支払利息相当額	17,260千円
減損損失	32,351千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各事業年度への配分方法については、利息法によっております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
当該会社の役員が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	東名観光開発株式会社(注)3	東京都港区	12,500	ゴルフ場運営	なし	兼任2名	予約及びASPサービスの販売	予約サービスの提供(注)1、2	1,267	売掛金	154
								ASPサービスの提供(注)1、2	1,200	売掛金	105

(注) 1 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引の内容につきましては、市場価格等を参考に決定しております。

3 当社取締役木村玄一氏が議決権の73.5%を直接保有しております。

(2) 子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	株式会社ゴルフパラダイス	神奈川県川崎市中原区	103,000	中古ゴルフクラブの買取販売、ゴルフパラダイス直営店及び同フランチャイザーチェーンの販売、運営	100.0	兼任1名	中古ゴルフクラブの販売	資金の貸付	1,150,000	短期貸付金	314,000
								利息の受取	4,913	未収入金	450,000

(注) 株式会社ゴルフパラダイスに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は、長期貸付金に関しては5年、短期貸付金に関しては1年としております。なお、担保は受け入れておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

12,923円75銭

(2) 1株当たり当期純利益

1,447円69銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. 連結配当規制適用会社に関する注記
該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年 2月20日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公 認 会 計 士 猪 瀬 忠 彦 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 吉 村 孝 郎 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成20年2月20日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 公認会計士 猪瀬 忠彦 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 吉村 孝郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会 監査報告

当監査役会は、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な営業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討致しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成20年2月21日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン

常勤監査役 渡 邊 哲 男 (印)

社外監査役 村 西 重 孝 (印)

社外監査役 上 住 敬 一 (印)

(注)監査役村西重孝及び上住敬一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有株式数
1	石坂 信也 (昭和41年12月10日生)	平成2年4月 三菱商事(株)入社 平成11年6月 米国ハーバード大学MBA修了 平成12年5月 (株)ゴルフダイジェスト・オンライン設立 代表取締役社長CEO（現任） [他の法人等の代表状況] (株)ゴルフパラダイス 代表取締役社長 テレビ東京ゴルフダイジェスト・オンラインLLC (合) 職務執行者	33,780株
2	玉井 邦昌 (昭和41年5月5日生)	平成2年4月 (株)住友銀行（現：(株)三井住友銀行）入行 平成12年1月 (株)コナミコンピュータエンタテインメント東京（現：コナミ(株)）に吸収合併）入社 平成14年7月 共同ピーアール(株)入社 平成16年8月 当社入社 平成16年10月 当社 執行役員CFO 平成17年9月 当社 取締役CFO（現任）	一株
3	木村 玄一 (昭和37年12月25日生)	昭和61年4月 大日本印刷(株)入社 平成7年11月 (株)モーターマガジン社 代表取締役社長（現任） 平成9年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 代表取締役社長（現任） 平成10年2月 木村総業(株) 代表取締役社長（現任） 平成12年5月 当社 取締役（現任） 平成14年2月 東名観光開発(株) 代表取締役社長（現任）	13,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有株式数
4	本 田 隆 男 (昭和8年1月1日生)	昭和32年9月 日綿實業(株)(現:双日(株))入社 昭和47年7月 ソニー(株)入社 昭和60年4月 ジョンソン(株)入社 昭和61年2月 同社 代表取締役社長 平成12年6月 (株)ちふれ化粧品 社外取締役(現任) 平成12年7月 (株)コスモ・インタラクティブ 取締役 平成15年9月 当社 監査役 平成16年9月 当社 取締役(現任)	一株
5	木 村 正 浩 (昭和41年5月23日生)	平成元年4月 大昭和製紙(株)(現:日本製紙 (株))入社 平成4年11月 (株)ゴルフダイジェスト社 常務取締役(現任) 平成7年2月 東名観光開発(株) 取締役(現任) 平成12年5月 当社 取締役 平成16年9月 当社 取締役(現任)	10,000株
6	橋 岡 宏 成 (昭和42年1月23日生)	平成3年4月 (株)住友銀行(現:(株)三井住友銀行) 入行 平成10年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 平成16年9月 当社 取締役(現任) 平成19年6月 (株)ユナイテッドアローズ 社外監査役(現任)	一株
7	中 神 康 議 (昭和39年3月25日生)	昭和61年4月 アーサー・アンダーセン・アンド・カンパニー(現:アクセンチュア(株))入社 平成3年6月 米国カリフォルニア大学MBA修了 平成3年7月 (株)コーポレイトディレクション入社 平成16年9月 当社 監査役 平成17年3月 あすかコーポレイトアドバイザー(株) 代表取締役社長(現任) 平成19年3月 当社 取締役(現任)	一株

(注) 1. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏は、それぞれ当社の関係会社である株式会社ゴルフダイジェスト社の代表取締役社長、常務取締役であり、当社との間に営業取引関係及び資本関係があります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 取締役候補者 木村玄一氏及び木村正浩氏は、それぞれ東名観光開発株式会社の代表取締役社長、取締役であり、当社との間に営業取引関係があります。
3. 木村玄一氏、本田隆男氏、木村正浩氏、橋岡宏成氏及び中神康議氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者に関する記載事項

①社外取締役候補者の選任理由

・木村玄一氏及び木村正浩氏は、当社の属するゴルフ業界に関する深い造詣から、当社事業推進における施策に対し、様々な助言、意見を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって、木村玄一氏は7年10ヶ月、木村正浩氏は3年6ヶ月となります。

・本田隆男氏は、経営者としての高い見識を持つ社外取締役候補者であり、資本政策や事業計画等の、当社経営施策の根幹を成す重要事案につき、有識者の意見として様々な見解や助言を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。

・橋岡宏成氏は、弁護士として培われた企業法務の幅広い知識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年6ヶ月となります。

・中神康議氏は、企業財務及び会計の高い見識を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。当社の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

②過去5年間における他の株式会社の取締役又は監査役在任中に、同社において不当な業務執行等が行われた事実（重要でないものを除く。）並びにその事実発生予防および発生後の対応について

橋岡宏成氏が㈱ユナイテッドアローズの社外監査役在任中において、景品表示法違反の事実が発生しました。同氏就任以前から発生事実であります。当該事実を認識後、同社取締役会に対して早期改善及び再発防止のため内部統制強化について意見表明しました。

③社外取締役との責任限定契約について

当社は、「会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定し、法令が定める金額の合計額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。」旨を定款に定め、木村玄一氏、本田隆男氏、木村正浩氏、橋岡宏成氏及び中神康議氏と当社の間で上記定款に基づき、責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役渡邊哲男氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有株式数
渡邊 哲男 (昭和21年4月20日生)	昭和44年4月 (株)東京銀行 (現:(株)三菱東京U FJ銀行) 入行 平成12年3月 (社)日本ネットワークインフォメー ションセンター入社 平成12年12月 (株)日本レジストリサービス 取締役 平成18年10月 当社 入社 平成19年3月 当社 常勤監査役 (現任)	一株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

現在の取締役及び監査役の報酬額は、平成17年9月27日開催の第6回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額1億円以内(ただし、使用人分の給与を含まない。)、監査役の報酬限度額を年額1,000万円以内とご承認いただき、今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化及び諸般の事情を考慮いたしまして、取締役の報酬限度額を年額2億円以内(うち社外取締役分年額5,000万円)、監査役の報酬限度額を年額5,000万円以内に改定させていただきたいと存じます。なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものと致します。

また、現在の取締役は7名(うち社外取締役は5名)、監査役は3名であります。第1号議案、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく取締役は7名(うち社外取締役は5名)、監査役は3名となります。

第4号議案 当社取締役に対するストックオプション報酬額及び内容決定の件

当社は、平成14年より、当社取締役と株主の利益をより密接に関連させ、当社取締役の業績向上に対する意欲や意識を高めることにより、株主価値の一層の向上を意識した経営を推進することを目的に、ストックオプションとして取締役に對し新株予約権を發行してまいりましたが、ストックオプションを付与した取締役との間で協議を行なった結果、平成16年以降取締役に割り当てた新株予約権については、当社が無償で取得することについて合意し、平成20年2月14日の取締役会において、当社が取得した全ての新株予約権を消却する旨決議致しました。そこで、改めて、上記目的のために、当社取締役（社外取締役除く）に対して、ストックオプションを付与することと致したいと存じます。会社法（平成17年法律第86号）の施行により、ストックオプションとして取締役に付与される新株予約権は取締役報酬等の一部であると位置づけられることとなったため、当社取締役（社外取締役除く）の報酬額とは別枠として、当社取締役（社外取締役除く）に対して、年額5,000万円を上限として、ストックオプションとして發行する新株予約権について報酬額を設定することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）において算定した新株予約権1個あたりの公正価額（それぞれの割当日においてブラックショールズモデルにより算定された新株予約権1個あたりの価額）に、新株予約権の総数を乗じて得た額となります。また、取締役に對して新株予約権の公正価値に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬請求権と新株予約権の払込金額を相殺することにより、新株予約権を發行することを予定しております。

ストックオプションとして割り当てる新株予約権の内容は、下記のとおりであります。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役は5名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されますと、同じく取締役は7名（うち社外取締役は5名）となります。

記

（1）報酬として割り当てる新株予約権の目的となる株式の種類及び数

發行する新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、当社普通株式1,200株を各事業年度に係る定時株主総会開催日の翌日から1年以内の日に發行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とする。なお、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当を含む）

または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

上記のほか、決議日後に、その他調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

1,200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数の上限とする。但し、定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数に関しては、発行する新株予約権の各々の数に、それぞれ割当日における1個当たりの公正価格を乗じた額の合計が上記の新株予約権に関する報酬額を超えないものとする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。（ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。）

(3) 各新株予約権の行使に際して払い込む金額

新株予約権の行使に際して払い込む金額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に(2)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合または株式の無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社が合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から8年間を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) その他新株予約権の内容

上記(1)ないし(5)の詳細及び(1)ないし(5)に記載のない新株予約権の内容については、新株予約権発行に係る取締役会において定める。

第5号議案 ストックオプションとして当社従業員に対して新株予約権を発行する件

当社は、平成14年より、当社従業員の業績向上に対する意欲や意識を高めることにより、株主価値の一層の向上を意識した経営を推進することを目的に、ストックオプションとして従業員に対し新株予約権を発行してまいりましたが、ストックオプションの付与を受けた従業員との間で協議を行なった結果、平成16年以降従業員に割り当てた新株予約権については、当社が無償で取得することについて合意し、平成20年2月14日の取締役会において、当社が取得した全ての新株予約権を消却する旨決議致しました。そこで、改めて、上記目的のために、当社従業員に対して、ストックオプションを付与することといたしたいと存じます。

つきましては、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社従業員の当社の業績向上に対する意欲や意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。

2. 本総会の決定に基づいて募集事項を決定することができる新株予約権の内容及び数の上限等

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式5,800株を上限とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、決議日後に、その他調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

5,800個を上限とする。

なお、新株予約権1個当りの目的となる株式数（以下「付与株式数」という。）は、1株とする。（ただし、(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。）

(3) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して払い込む金銭の額

新株予約権の行使に際して払い込む金額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \right)}{1}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から2年を経過した日から8年間を経過する日までの範囲内とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、権利行使時において当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

③ その他の行使条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(9) 新株予約権の取得事由

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(1)に準じて決定する。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記(4)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

前記(5)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使の条件

前記(8)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

前記(9)に準じて決定する。

(11) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル2階 「有明」
電話：03-3667-1111



交通のご案内

- ・東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」に直結
- ・東京メトロ日比谷線・都営浅草線「人形町駅」より徒歩5分